

結婚・子育て資金贈与専用口座 みらいギフト（結婚・子育て応援プラン）

2019年5月27日現在適用中

項目	内容
1. 商品名	結婚・子育て資金贈与専用口座
2. 対象となる預金	普通預金（結婚・子育て資金管理特約を別途締結していただきます。）
3. 販売対象	父母、祖父母等の直系尊属から結婚・子育て資金として贈与を受けられる 20歳以上50歳未満の個人（前年合計所得金額1,000万円以下の方） ※「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応する預金商品
4. 期間 (1)口座開設 (2)預入 (3)払戻	2015年9月14日～2021年3月31日 2015年9月14日～2021年3月31日 結婚・子育て資金管理特約の終了まで
5. 口座開設	口座開設にあたり、以下のお手続き等が必要です。 ① 贈与者と受贈者による「贈与契約」の締結 ② 非課税措置を受けるための「結婚・子育て資金非課税申告書」の税務署への提出 ③ 受贈者の前年合計所得金額を確認する所定の書類の提出 ④ 当行と受贈者との「結婚・子育て資金管理特約」の締結
6. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 (4)預入限度額 (5)追加預入	口座開設店の窓口にて預入可能です。 1回あたり10万円以上 ※贈与契約後2カ月以内に贈与資金の預入が必要 1円単位 1,000万円 限度額の範囲内で追加預入が可能です。（所定のお手続きが必要です。）
7. 払戻 (1)払戻方法 (2)領収書等の提出 (3)結婚・子育て資金の払戻し	窓口にて払戻しいたします。 非課税措置を適用するために、結婚・子育て資金にお支払されたことを証明する領収書等を提出いただきます。 結婚・子育て資金の払戻し方法は、以下の2つの方法がございます。ご都合に合わせてご利用いただけます。 ①結婚・子育て資金を一旦お支払いいただいた後、領収書等のご提出とともに、専用口座から払戻しをする方法。 ②あらかじめ専用口座から払戻しをした資金で結婚・子育て資金を支払い、後日領収書等をご提出いただく方法。



<p>8. 利 息</p> <p>(1)適用金利</p> <p>(2)利払頻度</p> <p>(3)計算方法</p>	<p>毎日の普通預金店頭表示利率を適用します。</p> <p>毎年2月と8月の第3金曜日まで利息計算し、翌日に支払います。</p> <p>毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として、1年を365日とする日割計算とします。</p>
<p>9. 手 数 料</p>	<p>無料</p>
<p>10. 利息に関する 課税方式</p>	<p>分離課税（税率20%）</p> <p>※ただし、「復興特別所得税0.315%」が付加される2013年から2037年までの間にお受取りになる利息には、20.315%の税金がかかります。</p> <p>マル優でのお取扱いもできます。</p>
<p>11. 特約の終了</p>	<p>下記のいずれかの早い日に「結婚・子育て資金管理特約」は終了し口座を解約致します。</p> <p>①受贈者が50歳に達した日</p> <p>②受贈者が死亡した日</p> <p>③専用口座の残高が0円となり、受贈者と当行で特約終了の合意があった日</p> <p>また、終了時に、結婚・子育て資金の払戻しを除いた残額等がある場合は、終了した日の属する年に贈与があったものとして贈与税が課税されます。</p>
<p>12. 贈与者死亡時の 取 扱 い</p>	<p>契約期間中に贈与をした方がお亡くなりになられた場合、お取引店へお届出が必要ですが、</p> <p>相続発生時点における残額（お預け入れいただいたご資金から結婚・子育て資金として払い出したと確認できた金額を差し引いた金額）は、贈与を受ける方が贈与をする方から相続または遺贈により取得したものとして相続税の課税対象（相続財産に加算）となります。</p>
<p>13. 付加できる 特約事項</p>	<p>本口座専用の特約を適用させていただきます。</p>
<p>14. 中途解約時の 取 扱 い</p>	<p>「結婚・子育て資金管理特約」の終了事由以外の解約はお取扱いできません。</p>
<p>15. 金利情報の 入 手 方 法</p>	<p>店頭の金利表示ボード・窓口・ホームページでご確認ください。</p>
<p>16. 制度に関する 重要説明事項</p>	<p>(1) 贈与契約は、2015年9月14日から2021年3月31日までの間に締結されている必要があります。</p> <p>(2) 非課税措置の適用を受ける口座の開設は、お1人さまにつき1金融機関1店舗に限定されています。</p>



	<p>(3) 非課税措置の適用を受けることができるのは、受贈者1人につき、合計1,000万円までです。</p> <p>(4) 非課税措置の適用を受けることができる結婚資金の範囲等は以下の通りです。</p> <p>上記(3)1,000万円の範囲内で上限300万円</p> <p>(5) 結婚・子育て資金にお支払されたことを証明する領収書等の提出に際し、領収書等以外に、費目に応じて、入籍日が確認できる書類(戸籍謄本原本)、賃貸借契約書の写し、母子手帳の写しなど、別途書類が必要となります。また、費目に応じて入籍日の前後一定期間内の支払に限られる等の条件があります。</p> <p>(6) 結婚・子育て資金として支払いされた際の領収書等は、領収書等に記載された支払年月日の翌年3月15日までにご提出ください。なお、領収書等に記載の支払年月日と専用口座からの払戻日は、同じ年に属することが必要です。</p> <p>(7) 特約に反する取扱いがあった場合は、非課税措置の対象外となる可能性がございます。</p>
<p>17. その他の重要説明事項</p>	<p>当該商品は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</p>

当行が契約している指定紛争解決機関は、一般社団法人全国銀行協会です。

連絡先：全国銀行協会相談室 (TEL 0570-017109 または 03-5252-3772)

